

金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案新旧対照条文

目次

一	金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号）	1
二	金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十号）	5
三	保険業法（平成七年法律第一百五号）	6
四	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第三百三十一号）	8

一 金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号）

改正案	現行
<p>（株式等の引受け等に係る申込み）</p> <p>第三条 預金保険機構（以下「機構」という。）は、金融機関等（銀行持株会社等を除く。以下この章において同じ。）から平成三十四年三月三十一日までに当該金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等（当該金融機関等が銀行等である場合にあつては、株式の引受けに限る。）に係る申込み（第十五条第一項及び第三十四条の二並びに預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十九条第一項、第六十九条第一項、第一百一条第一項、第一百五条第一項、第二百二十六条の二十二第二項、第二百二十六条の二十八第一項、第二百二十六条の三十二第二項、第二百二十六条の三十八第一項、附則第十五条の四第一項及び附則第十五条の四の二第一項の規定によるものを除く。）を受けたときは、主務大臣に対し、当該金融機関等と連名で、当該申込みに係る株式等の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならない。</p> <p>2 機構は、銀行持株会社等から平成三十四年三月三十一日までに当該銀行持株会社等の子会社（金融機関等に限る。）の自己資本の充実のために行う株式の引受けに係る申込み（第十五条第二項並びに預金保険法第五十九条第一項、第六十九条第一項、第一百一条第一項、第一百五条第二項、第二百二十六条の二十二第三項、第二百二十六条の</p>	<p>（株式等の引受け等に係る申込み）</p> <p>第三条 預金保険機構（以下「機構」という。）は、金融機関等（銀行持株会社等を除く。以下この章において同じ。）から平成二十九年三月三十一日までに当該金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等（当該金融機関等が銀行等である場合にあつては、株式の引受けに限る。）に係る申込み（第十五条第一項及び第三十四条の二並びに預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十九条第一項、第六十九条第一項、第一百一条第一項、第一百五条第一項、第二百二十六条の二十二第二項、第二百二十六条の二十八第一項、第二百二十六条の三十二第二項、第二百二十六条の三十八第一項、附則第十五条の四第一項及び附則第十五条の四の二第一項の規定によるものを除く。）を受けたときは、主務大臣に対し、当該金融機関等と連名で、当該申込みに係る株式等の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならない。</p> <p>2 機構は、銀行持株会社等から平成二十九年三月三十一日までに当該銀行持株会社等の子会社（金融機関等に限る。）の自己資本の充実のために行う株式の引受けに係る申込み（第十五条第二項並びに預金保険法第五十九条第一項、第六十九条第一項、第一百一条第一項、第一百五条第二項、第二百二十六条の二十二第三項、第二百二十六条の</p>

二十八第一項、第二百二十六条の三十二第一項、第二百二十六条の三十八第一項、附則第十五条の四第一項及び附則第十五条の四の二第一項の規定によるものを除く。)を受けたときは、主務大臣に対し、当該銀行持株会社等と連名で、当該申込みに係る株式の引受けを行うかどうかの決定を求めなければならない。

(金融組織再編成に係る株式等の引受け等に係る申込み)

第十五条 機構は、金融組織再編成を行う金融機関等から平成三十四年三月三十一日までに当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等(当該組織再編成金融機関等が銀行等又は銀行持株会社等である場合にあつては、株式の引受けに限る。)に係る申込み(預金保険法第五十九条第一項、第六十九条第一項、第一百一条第一項、第二百二十六条の二十八第一項、第二百二十六条の三十二第一項、第二百二十六条の三十八第一項、附則第十五条の四第一項及び附則第十五条の四の二第一項の規定によるものを除き、当該金融組織再編成が特定組織再編成(金融組織再編成のうち合併、事業の全部を承継させる会社分割、会社分割による事業の全部の承継又は事業の全部の譲渡若しくは譲受けをいう。以下この章及び次章において同じ。)である場合にあつては、当該金融組織再編成の当事者が連名であるものに限る。)を受けるときは、主務大臣に対し、当該金融機関等と連名で、当該申込みに係る株式等の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならない。

二十八第一項、第二百二十六条の三十二第一項、第二百二十六条の三十八第一項、附則第十五条の四第一項及び附則第十五条の四の二第一項の規定によるものを除く。)を受けたときは、主務大臣に対し、当該銀行持株会社等と連名で、当該申込みに係る株式の引受けを行うかどうかの決定を求めなければならない。

(金融組織再編成に係る株式等の引受け等に係る申込み)

第十五条 機構は、金融組織再編成を行う金融機関等から平成二十九年三月三十一日までに当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等(当該組織再編成金融機関等が銀行等又は銀行持株会社等である場合にあつては、株式の引受けに限る。)に係る申込み(預金保険法第五十九条第一項、第六十九条第一項、第一百一条第一項、第二百二十六条の二十八第一項、第二百二十六条の三十二第一項、第二百二十六条の三十八第一項、附則第十五条の四第一項及び附則第十五条の四の二第一項の規定によるものを除き、当該金融組織再編成が特定組織再編成(金融組織再編成のうち合併、事業の全部を承継させる会社分割、会社分割による事業の全部の承継又は事業の全部の譲渡若しくは譲受けをいう。以下この章及び次章において同じ。)である場合にあつては、当該金融組織再編成の当事者が連名であるものに限る。)を受けるときは、主務大臣に対し、当該金融機関等と連名で、当該申込みに係る株式等の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならない。

2 機構は、金融組織再編成を行う金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等から平成三十四年三月三十一日までに当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の自己資本の充実のために行う株式の引受けに係る申込み（預金保険法第五十九条第一項、第六十九条第一項、第一百一条第一項、第二百二十六条の二十八第一項、第二百二十六条の三十二第一項、第二百二十六条の三十八第一項、附則第十五条の四第一項及び附則第十五条の四の二第一項の規定によるものを除く。）を受けたときは、主務大臣に対し、当該組織再編成銀行持株会社等と連名で、当該申込みに係る株式の引受けを行うかどうかの決定を求めなければならない。

3・4 (略)

(信託受益権等の買取りの申込み等)

第二十六条 機構は、協同組織中央金融機関から平成三十四年三月三十一日までに対象協同組織金融機関に係る信託受益権等の買取りの申込みを受けたときは、主務大臣に対し、当該協同組織中央金融機関と連名で、当該申込みに係る信託受益権等の買取りを行うかどうかの決定を求めなければならない。

(優先出資の引受け等に係る申込み)

第三十四条の二 機構は、協同組織中央金融機関等（協同組織中央金融機関及び農林中央金庫をいう。以下同じ。）から平成三十四年三月三十一日までに協同組織金融関係機関（当該協同組織中央金融機

2 機構は、金融組織再編成を行う金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等から平成二十九年三月三十一日までに当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の自己資本の充実のために行う株式の引受けに係る申込み（預金保険法第五十九条第一項、第六十九条第一項、第一百一条第一項、第二百二十六条の二十八第一項、第二百二十六条の三十二第一項、第二百二十六条の三十八第一項、附則第十五条の四第一項及び附則第十五条の四の二第一項の規定によるものを除く。）を受けたときは、主務大臣に対し、当該組織再編成銀行持株会社等と連名で、当該申込みに係る株式の引受けを行うかどうかの決定を求めなければならない。

3・4 (略)

(信託受益権等の買取りの申込み等)

第二十六条 機構は、協同組織中央金融機関から平成二十九年三月三十一日までに対象協同組織金融機関に係る信託受益権等の買取りの申込みを受けたときは、主務大臣に対し、当該協同組織中央金融機関と連名で、当該申込みに係る信託受益権等の買取りを行うかどうかの決定を求めなければならない。

(優先出資の引受け等に係る申込み)

第三十四条の二 機構は、協同組織中央金融機関等（協同組織中央金融機関及び農林中央金庫をいう。以下同じ。）から平成二十九年三月三十一日までに協同組織金融関係機関（当該協同組織中央金融機

関等及び協同組織金融機関等（次に掲げる者をいい、当該協同組織中央金融機関等の会員であるものに限る。以下この章において同じ。）をいう。以下この章において同じ。）による金融機能の發揮の促進に必要な当該協同組織中央金融機関等の自己資本の充実のために行う優先出資の引受け等（優先出資の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付けをいう。以下同じ。）に係る申込み（預金保険法第五十九条第一項、第六十九条第一項、第一百一条第一項、第二百五条第一項、第二百二十六条の二十二第一項、第二百二十六条の二十八第一項、第二百二十六条の三十二第一項、第二百二十六条の三十八第一項、附則第十五条の四第一項及び附則第十五条の四の二第一項の規定によるものを除く。）を受けたときは、主務大臣に対し、当該協同組織中央金融機関等と連名で、当該申込みに係る優先出資の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならない。

一〇五（略）

関等及び協同組織金融機関等（次に掲げる者をいい、当該協同組織中央金融機関等の会員であるものに限る。以下この章において同じ。）をいう。以下この章において同じ。）による金融機能の發揮の促進に必要な当該協同組織中央金融機関等の自己資本の充実のために行う優先出資の引受け等（優先出資の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付けをいう。以下同じ。）に係る申込み（預金保険法第五十九条第一項、第六十九条第一項、第一百一条第一項、第二百五条第一項、第二百二十六条の二十二第一項、第二百二十六条の二十八第一項、第二百二十六条の三十二第一項、第二百二十六条の三十八第一項、附則第十五条の四第一項及び附則第十五条の四の二第一項の規定によるものを除く。）を受けたときは、主務大臣に対し、当該協同組織中央金融機関等と連名で、当該申込みに係る優先出資の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならない。

一〇五（略）

二 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（経営基盤強化計画の認定の申請） 第三条 金融機関等は、経営基盤強化に関する計画（以下「経営基盤強化計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを平成三十四年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。</p>	<p>（経営基盤強化計画の認定の申請） 第三条 金融機関等は、経営基盤強化に関する計画（以下「経営基盤強化計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを平成二十九年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。</p>

三 保険業法（平成七年法律第百五号）

改 正 案

現 行

<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>（特例会員に係る資金援助等に係る政府の補助） 第一条の二十四 政府は、生命保険契約者保護機構がその会員（平成十八年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に第二百四十二条第一項に規定する管理を命ずる処分を受けたものその他政令で定めるものに限る。次条第三項において「特例会員」という。）に係る資金援助その他の業務に要した費用を第二百六十五条の三十三第一項の規定により当該生命保険契約者保護機構の会員が納付する負担金のみで賄うとしたならば、当該生命保険契約者保護機構の会員の財務の状況を著しく悪化させることにより保険業に対する信頼性の維持が困難となり、ひいては国民生活又は金融市場に極めて重大な支障が生じるおそれがあると認める場合（政令で定める日における当該生命保険契約者保護機構の借入残高に、当該生命保険契約者保護機構が当該費用を借入れにより賄うとした場合の当該借入れの額として政令で定める額を加えた額が当該生命保険契約者保護機構の長期的な収支を勘案して政令で定める額を超える場合に限る。）には、予算で定める金額の範囲内において、当該生命保険契約者保護機構に対し、当該費用（特定業務に要したものに限る。）</p>	<p>（特例会員に係る資金援助等に係る政府の補助） 第一条の二十四 政府は、生命保険契約者保護機構がその会員（平成十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に第二百四十二条第一項に規定する管理を命ずる処分を受けたものその他政令で定めるものに限る。次条第三項において「特例会員」という。）に係る資金援助その他の業務に要した費用を第二百六十五条の三十三第一項の規定により当該生命保険契約者保護機構の会員が納付する負担金のみで賄うとしたならば、当該生命保険契約者保護機構の会員の財務の状況を著しく悪化させることにより保険業に対する信頼性の維持が困難となり、ひいては国民生活又は金融市場に極めて重大な支障が生じるおそれがあると認める場合（政令で定める日における当該生命保険契約者保護機構の借入残高に、当該生命保険契約者保護機構が当該費用を借入れにより賄うとした場合の当該借入れの額として政令で定める額を加えた額が当該生命保険契約者保護機構の長期的な収支を勘案して政令で定める額を超える場合に限る。）には、予算で定める金額の範囲内において、当該生命保険契約者保護機構に対し、当該費用（特定業務に要したものに限る。）</p>

2
(略)
の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

2
(略)
の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

四 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）

改正案	現行
<p>(定款)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>2 前項第十一号に掲げる事項については、次に掲げる事由を解散事由として定めなければならない。</p> <p>一 平成四十四年三月三十一日の経過</p> <p>二 平成三十四年十月一日以後において、買い取った株式（これに準ずるものとして内閣府令・財務省令で定めるものを含む。第四十条を除き、以下この章において同じ。）<u>、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）</u>第二条第四項に規定する証券投資信託の受益権（以下この章において単に「受益権」という。）及び同条第十四項に規定する投資口（以下この章において単に「投資口」という。）<u>を全て処分したこと。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(会員からの株式の買取り等)</p> <p>第三十八条 第三十四条第一項第一号に規定する株式の買取り（第三十八条の四第一項の規定による買取りを除く。次項及び第四項において同じ。）及び第三十四条第一項第二号に規定する株式の売付けの媒介は、平成三十四年三月三十一日までに限り行うことができる</p>	<p>(定款)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>2 前項第十一号に掲げる事項については、次に掲げる事由を解散事由として定めなければならない。</p> <p>一 平成三十九年三月三十一日の経過</p> <p>二 平成二十九年十月一日以後において、買い取った株式（これに準ずるものとして内閣府令・財務省令で定めるものを含む。第四十条を除き、以下この章において同じ。）<u>、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）</u>第二条第四項に規定する証券投資信託の受益権（以下この章において単に「受益権」という。）<u>及び同条第十四項に規定する投資口（以下この章において単に「投資口」という。）をすべて処分したこと。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(会員からの株式の買取り等)</p> <p>第三十八条 第三十四条第一項第一号に規定する株式の買取り（第三十八条の四第一項の規定による買取りを除く。次項及び第四項において同じ。）及び第三十四条第一項第二号に規定する株式の売付けの媒介は、平成二十九年三月三十一日までに限り行うことができる</p>

ものとする。

2 (略)

3 特別株式買取りは、当該特別株式買取りの申込みに係る株式が次の各号のいずれかに掲げる株式であることその他内閣府令・財務省令で定める要件を満たしている場合でなければ、行つてはならない。

一 (略)

二 優先株式（剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有する株式をいう。以下同じ。）であつて、当該優先株式を發行した会社に対し、平成四十四年三月三十一日までの間で内閣府令・財務省令で定める日までに当該優先株式と引換えに当該会社が發行する前号に掲げる株式の交付を請求することができるもの（同号に掲げるものを除く。）

三 優先株式であつて、当該優先株式を發行した会社（第一号に掲げる株式を發行している会社に限る。）が、一定の事由が生じたことを条件として当該優先株式を平成四十四年三月三十一日までの間で内閣府令・財務省令で定める日までに取得することができるもの（当該優先株式と引換えに当該優先株式の發行価格以上の金銭が交付されるものに限る、第一号に掲げるものを除く。）

四 (略)

4 (略)

(發行会社からの株式の買取り)

ものとする。

2 (略)

3 特別株式買取りは、当該特別株式買取りの申込みに係る株式が次の各号のいずれかに掲げる株式であることその他内閣府令・財務省令で定める要件を満たしている場合でなければ、行つてはならない。

一 (略)

二 優先株式（剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有する株式をいう。以下同じ。）であつて、当該優先株式を發行した会社に対し、平成三十九年三月三十一日までの間で内閣府令・財務省令で定める日までに当該優先株式と引換えに当該会社が發行する前号に掲げる株式の交付を請求することができるもの（同号に掲げるものを除く。）

三 優先株式であつて、当該優先株式を發行した会社（第一号に掲げる株式を發行している会社に限る。）が、一定の事由が生じたことを条件として当該優先株式を平成三十九年三月三十一日までの間で内閣府令・財務省令で定める日までに取得することができるもの（当該優先株式と引換えに当該優先株式の發行価格以上の金銭が交付されるものに限る、第一号に掲げるものを除く。）

四 (略)

4 (略)

(發行会社からの株式の買取り)

第三十八条の二 第三十四条第一項第三号に規定する株式の買取り（次条第一項の規定による買取りを除く。次項及び第四項において同じ。）は、平成三十四年三月三十一日までに限り行うことができるものとする。

2 (略)

3 発行会社株式買取りは、当該発行会社株式買取りの申込みに係る株式が次の各号のいずれかに掲げる株式であることその他内閣府令・財務省令で定める要件を満たしている場合でなければ、行つてはならない。

一 (略)

二 優先株式であつて、当該優先株式を発行した会社に対し、平成四十四年三月三十一日までの間で内閣府令・財務省令で定める日までに当該優先株式と引換えに当該会社が発行する前号に掲げる株式の交付を請求することができるもの（同号に掲げるものを除く。）

三 優先株式であつて、当該優先株式を発行した会社（第一号に掲げる株式を発行している会社に限る。）が、一定の事由が生じたことを条件として当該優先株式を平成四十四年三月三十一日までの間で内閣府令・財務省令で定める日までに取得することができるもの（当該優先株式と引換えに当該優先株式の発行価格以上の金銭が交付されるものに限り、第一号に掲げるものを除く。）

四 (略)

4 (略)

第三十八条の二 第三十四条第一項第三号に規定する株式の買取り（次条第一項の規定による買取りを除く。次項及び第四項において同じ。）は、平成二十九年三月三十一日までに限り行うことができるものとする。

2 (略)

3 発行会社株式買取りは、当該発行会社株式買取りの申込みに係る株式が次の各号のいずれかに掲げる株式であることその他内閣府令・財務省令で定める要件を満たしている場合でなければ、行つてはならない。

一 (略)

二 優先株式であつて、当該優先株式を発行した会社に対し、平成三十九年三月三十一日までの間で内閣府令・財務省令で定める日までに当該優先株式と引換えに当該会社が発行する前号に掲げる株式の交付を請求することができるもの（同号に掲げるものを除く。）

三 優先株式であつて、当該優先株式を発行した会社（第一号に掲げる株式を発行している会社に限る。）が、一定の事由が生じたことを条件として当該優先株式を平成三十九年三月三十一日までの間で内閣府令・財務省令で定める日までに取得することができるもの（当該優先株式と引換えに当該優先株式の発行価格以上の金銭が交付されるものに限り、第一号に掲げるものを除く。）

四 (略)

4 (略)

(会員からの受益権の買取り)

第三十八条の五 第三十四条第一項第四号に規定する受益権の買取りは、平成三十四年三月三十一日までに限り行うことができるものとする。

2 4 (略)

(会員からの投資口の買取り)

第三十八条の六 第三十四条第一項第五号に規定する投資口の買取りは、平成三十四年三月三十一日までに限り行うことができるものとする。

2 4 (略)

(特別勘定の廃止)

第四十九条 機構は、平成三十四年十月一日以後において、特別株式買取り、発行会社株式買取り、受益権の買取り及び投資口の買取りとして買い取った対象株式等を全て処分したときは、前条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定(次項において「特別勘定」という。)を廃止するものとする。

2 (略)

(会員からの受益権の買取り)

第三十八条の五 第三十四条第一項第四号に規定する受益権の買取りは、平成二十九年三月三十一日までに限り行うことができるものとする。

2 4 (略)

(会員からの投資口の買取り)

第三十八条の六 第三十四条第一項第五号に規定する投資口の買取りは、平成二十九年三月三十一日までに限り行うことができるものとする。

2 4 (略)

(特別勘定の廃止)

第四十九条 機構は、平成二十九年十月一日以後において、特別株式買取り、発行会社株式買取り、受益権の買取り及び投資口の買取りとして買い取った対象株式等をすべて処分したときは、前条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定(次項において「特別勘定」という。)を廃止するものとする。

2 (略)